

弁護士協同組合
弁護士の
つばやま



三重弁護士協同組合
青年部会

西村 和晃

1 みなさん、はじめまして。四日市で弁護士
をしております西村和晃と申します。

突然ですが、みなさんは弁護士の仕事と
言えばどういったものを連想する
でしょうか。弁護士に馴染
みがない方でも、民事裁判や刑事
弁護など日常生活の中で耳にする
ものであれば連想しやすいかと思
いますが、実際の弁護士の仕事は、
法律が関わる領域全般に及びま
すので、多くの仕事が存在しま
す。

その中でも日常的に扱う仕事として
法律相談の業務があります。

2 法律相談とは、その名のとおり個人
や組織の困り事に対して法的助言
をする場ですが、困り事を扱う性
質上、法律相談の場に持ち込ま
れる相談は、その時々世相を反
映する傾向があります。その一例
として、最近では高齢者の契約
トラブルの相談が増加傾向にあ
るようになります。

なるほど、総務省統計局が公表
している「人口推計」によれば、
日本の総人口に占める65歳以上
人口の割合は2011年10月1日
現在が23.3%であったのに対し
て2021年10月1日現在が29.1%
とこの10年間で5.8%上昇し、
同様に75歳以上人口の割合は
2011年10月1日現在が11.5%
であったのに対して2021年10
月1日現在が15.0%とこの10
年間で3.5%上昇しており、日
本社会の高齢化傾向が急速に進
んでいることはこの値からも裏
付けられています。

3 高齢者の契約トラブルに話を戻
しますが、必要性の乏しいリフォ
ーム契約を締結してしまったこと
や、詐欺まがいの商品を購入し
てしまったことなどの相談を最
近よく受けます。このような契
約トラブルに巻き込まれる要因
として、身近に相談できる人や
相談できる環境がない、比較対
照可能な情報を得にくい、強く
頼まれたら断れないなど、様々
考えられますが、高齢者はその
ような要因の一つ又は複数有し
ていることが推察されます。

このような契約トラブルに対し
ては、消費者保護法制や民法の
一般法理などを用いて契約の無
効や解除、取消などを主張して
契約関係の巻戻しによる権利救
済を図ることが考えられますが、
それだけでは十分な対処となら
ない、すなわち契約関係が存続
して契約内容に拘束される場面
も多くあります。

そこで、活用できる制度として
法定後見制度があります。

4 法定後見制度とは、認知症や知的・
精神障害などの影響により判断
能力が衰えた方について、行為
能力(行為能力とは大雑把に言
えば、自分一人で契約などの法
律行為を完遂する能力のこと
です)に制限を加え、本人が単
独で法律行為に及ぶことを制限
する制度のことです。法定後見
制度は、本人の判断能力欠如の
程度に応じて、重い方から成年
後見、保佐、補助と三類型化さ
れており、それぞれの類型で家
庭裁判所によって選任された成
年後見人、保佐人、補助人が
本人をサポートする制度とな
ります。

詳細は割愛しますが、例えば、
成年後見で言えば、本人が単
独で行える法律行為は、日常生
活に関する行為に限定され、そ
の他の法律行為は、成年後見
人が本人を代理して行うこと
になり、万が一本人が単独で
契約行為に及んだとしても成
年後見人はその契約を取り消
すことができます。一方で保
佐や補助は、本人の判断能力
の衰えの程度に応じて使い分
けることとなりますが、法律
で定める特定の法律行為を行
う際に保佐人や補助人の同意
を必要とすることで、本人が
保佐人や補助人の同意なく特
定の法律行為に及んだ場合に
は、保佐人や補助人はその行
為を取り消すことができ、こ
れをもって本人の権利救済を
図る制度になります。

5 さらに、最近では任意後見制
度も注目されています。これは、
本人の判断能力が十分なうち
に、将来自身の判断能力が低
下したときに備え、本人自身
が後見人や後見業務の内容を決
めておく制度になります。法
定後見制度との最大の違いは、
後見人や後見業務の選択とい
った支援内容の決定に本人の
意思が介在することにあります。

ちなみに、後見業務も弁護
士の仕事の一つであり、ここ
からも弁護士の仕事が多岐に
渡ることがお分かりいただけ
ると思います。

変化目まぐるしい世の中
ですので、弁護士や三重弁護
士協同組合青年部会を活用し
て万全の備えをしていただ
ければと思います。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL:059-228-2232